主

1 原判決を取り消す。

- 2 被控訴人は控訴人に対し、金250万円及びこれに対する平成11 年8月11日から完済まで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は、第1,2審ともに、被控訴人の負担とする。 事実及び理由
- 第1 控訴の趣旨

主文同旨

第2 事案の概要

- 1 本件は、被保険者が浴槽内で溺死したことを理由に事故によって死亡したとして傷害保険金及びその遅延損害金(起算日は訴状送達の日の翌日)の支払いを求めたところ、原審が請求を棄却する旨の判決を言い渡したので、これに不服がある控訴人が控訴した事案である。
 - 2 争いのない事実
 - (1)亡Aは、平成3年6月19日公正証書遺言を作成して、亡Aの相続人が 取得する保険金はすべて亡Aの四男であるBが相続することを定め、 控訴人を遺言執行者として指定した。
 - (2)被控訴人は、損害保険業等を営む株式会社である。
 - (3) 亡Aは、平成9年6月17日、被控訴人との間で、下記の内容を含む保 険契約(以下「本件契約」という。)を締結した。

記

名称 積立女性保険契約 証券番号 4642605404

保険契約者 亡A 被保険者 亡A

保険期間 平成9年6月27日から平成14年6月27日まで5

年間

死亡保険金額 250万円

保険条項特約 被控訴人は被保険者が急激かつ偶然な外来の

事故(保険条項において「事故」という。)によってその身体に被った傷害に対して、この担保条項及び第4章一般条項の規定に従い保険金(死亡保険金、後遺障害保険金等)を支払います。

- (4)亡Aは、平成11年2月7日岡崎市民病院に搬送され、同日午後9時19分死亡が確認された。亡Aの死亡診断書における「死因の種類」は「不慮の外因死」である「溺水」と記載されている。
- 3 争点

亡Aの死因は、保険金を支払うべき「事故」に該当するか否か。

(控訴人の主張)

(1)亡Aは、平成11年2月7日午後8時30分過ぎ、自宅で入浴中、風呂の浴槽内に沈んでいるところを家人に見つけられた。 救急の通報を受けた消防署は救急車が現場に到達する以前から、 Bからの現場の状況報告に従い水難事故との疑いを持って、同人に 人工呼吸の方法を指示していた。同人は亡Aを台所で上向きに寝かせ、人工呼吸を開始し、その結果亡Aは数回大量の水を口からはき

出していた。

(2)同日午後8時49分ころ到着した救急隊員は、亡Aの気道確保、吸引の措置をとり、亡Aからさらに水を吐かせた。

(3)亡Aは岡崎市民病院に搬送されたが、当直医は救急隊員からの聞き取りから事故の直接の原因は水に溺れたことが確認できていたため、蘇生術を継続し、死亡を確認した後死亡診断書の死亡原因を

「不慮の外因死」である「溺水」としたのであって、亡Aの死因は事故によるものである。

(被控訴人の主張)

- (1)亡Aは、大正4年1月3日生まれで、平成11年2月7日当時満84歳の 老女であり、高血圧症のために岡崎市伊賀町のDに通院治療中であった。なお、平成11年1月には、岡崎市医師会公衆衛生センターに おいて頭部MRI検査を受けている。
- (2) 平成11年2月7日午後8時30分ころ,家人が亡Aが浴室から30分以上かかっても出てこないことに気付き,浴室をのぞいたところ,亡Aは,狭い浴槽内で座位のまま顔面を右側に倒し,下肢を伸ばしたままの状態で,湯水に顔面の半分ほどをつけているところを発見された。発見時亡Aの顔面の表情は安らかな表情であり,もがき苦しんだ状況は全く認められず,発見当時外傷による表在創傷は全くなく,浴槽内で転倒した事実も認められない。
- (3)亡Aの直接の死因は「心・血管系疾患特に虚血性心疾患」であって 「気道内への溺水吸引」ではない。

第3 当裁判所の判断

- 1 前記争いのない事実及び証拠(甲4, 7, 乙3, 4, 5, 8, 9, 原審証人 E, 同F, 当審証人B)によれば, 以下の事実が認められる。
- (1)平成11年2月7日, 亡A(大正4年1月3日生まれで, 当時満84歳)は 一人で自宅の風呂に入ったが, 午後8時30分ころ, 亡Aの気配がない ので不審に思ったEが浴室をのぞいたところ, 浴槽の中に顔面を下に 向けて沈んでいる亡Aを発見し, 夫であるBを呼んだ。Bが電話による 救急隊の指示に従って息を吹き込む等の蘇生措置を施すと, 亡Aは数 回水を吐き出した。
- (2) 浴室内で発見された当時の亡Aの状況は、浴槽の蛇腹状の蓋を半分閉めて、開いている方に座り、少しお尻を滑らせたような状態で顔を少し下に向け、目の下辺りまで水につけており、寝ているように見えた。亡Aに髪の乱れはなく、安らかな表情で、外見上創傷は認められなかった。また、浴室の状況は、浴槽が、ステンレス製で手摺りは設置されておらず、縦98.5センチメートル、横70.0センチメートル、深さ57.0センチメートルであり、洗い場が、縦105センチメートル、横70センチメートルで、床はタイル仕上げであった。
- (3) 救急車が到着した同日午後8時45分ころ, 亡Aは意識, 呼吸, 脈拍がなく, 顔面にチアノーゼが認められ, 瞳孔は散大し, 心電図上心静止の状態であった。救急隊は, 直ちにツーウェイチューブによる気道確保, 吸引, 心肺蘇生法, 輸液の措置を施しながら, 岡崎市民病院に搬送し, 同日午後8時49分に到着したが, 意識, 呼吸, 脈拍はなかった。当直医であるF医師は, 蘇生術を施したが, 同日午後9時19分死亡を確認した。
- (4)F医師は、救急隊員や家族からの事情聴取に基づき、亡Aの死亡診断書の直接死因を「溺水」、その原因を「風呂にて溺れる」と記載した。なお、亡Aにつき、解剖は行われていない。
- (5)亡Aは、平成元年11月から平成11年1月27日まで断続的にDに通院し、不眠症、高血圧、貧血、腎障害などの病名で投薬加療を受けた。平成9年は通院していないが、平成10年7月10日からは毎月通院し、高血圧症、両足膝関節痛、腎障害、低色素貧血症、血小板減少症、感冒、気管支炎、脳動脈硬化の症病名で、投薬治療を受けていた。なお、平成10年12月8日には、岡崎市医師会公衆衛生センターにおいて頭部CT検査を受け、年齢相応の萎縮性の変化を認めるが、その他特に異常は認められないとの報告がなされている。
- 2 以上の事実によれば、亡Aは、入浴中に風呂水を気道内に吸引し、溺死したものと認められる。被控訴人は、亡Aの直接の死因は「心・血管系疾

- 患特に虚血性心疾患」であると主張するが、被控訴人が有利に援用する 乙6(意見書)も、溺死が推測されるとしており、死因として、心・血管系疾 患特に虚血性心疾患の可能性が大であると指摘するものの、入浴中で なくとも同疾患によって死亡したことを推測できるものとは明言しておら ず、前記認定を左右するものではない。
- 3 ところで、本件において保険金を請求するためには、亡Aの死亡が保険 金の支払事由である「急激かつ偶然な外来の事故」であることが必要で あるところ、溺死であることから急激性及び偶然性は明白であって、外来 性が問題となる。そして、発生した事故が外来のものであることは保険金 請求権の成立要件であるから,事故の外来性は保険金請求者が主張立 証すべきものである。しかしながら,保険金請求者は,事故の原因が外. 来のものであって,内因的な原因がないことまでを立証しなければならな いものではなく、被保険者の死亡に至る経緯、死亡状況などから、主とし て外来的な要因によって被保険者が死亡したことを証明すれば足り、こ れを左右するに足りる事情が認められなければ、保険金請求を是認すべきものというべきである。そして、溺死の場合、溺死に至った原因には 種々の要因があり得るものの,直接的には,身体の外にある水が気道 内に入り死亡に至ることによるものであるから. 環境的な要因に基づい ているのであって、しかも、何らかの原因で意識障害が生じ、溺死に至っ た場合も考えられるものの,意識障害で伏せった場所が浴槽内でなけれ ば死亡しなかった場合には、外来的要因があることを否定できず、外来 の事故といいうる場合もあるというべきである。したがって,被保険者が 溺死するという事故において.外来的なものではないと評価すべき場合 (例えば、自殺や、持病である心筋梗塞や脳梗塞に基づく溺死など)があ ることは否定できないものの,死因について外来的な原因によるもので あることを左右するに足りる事情が認められない限りは、保険金請求を 認容すべきであるというべきところ,本件においては,外来的な原因によ るものであることを左右するに足りる事情を認めることができないといわ ざるをえない。けだし,亡Aは平成元年11月以来断続的にDに通院し, 不眠症,高血圧,貧血,腎障害などの病名で投薬加療を受けていたこと は認められるものの、平成10年12月8日における頭部CT検査では、年 齢相応の萎縮性の変化を認めるが,その他特に異常は認められないと 報告されており. 平成10年以降のカルテの記載や亡Aと同居していたB やEの供述によっても、亡Aが死亡前に年齢相応の障害が生じていたと しても,心・血管系疾患で身体に重篤な症状が現れていたとは認められ ない上,仮に心・血管系疾患によって意識障害が生じたとしても,伏せっ た場所が浴槽内でなくとも死亡したであろうことを裏付ける証拠はなく、 らに,被控訴人の主張する心・血管系疾患特に虚血性心疾患も可能性と して考えることはできる(乙6)けれども、その発症を具体的に根拠づける だけの証拠を認めることができないからである。
- 4 よって、被控訴人は控訴人に対し、本件契約に基づく保険金250万円 及びこれに対する本件訴状送達の日の翌日であることの明らかな平成1 1年8月11日から完済まで民法所定の年5分の割合による遅延損害金 を支払うべきである。
- 5 以上によれば、控訴人の本件請求は理由があるから、これと判断を異に する原判決を取り消した上、本件請求を認容することとし、主文のとおり 判決する。

名古屋高等裁判所民事第4部

裁判官 黒 岩 巳 敏

裁判官 鬼 頭 清 貴